

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務名

宮城県における半導体産業の魅力を伝えるPR冊子作成業務

2 目的

高校生、大学生を中心とした若者とその保護者に対し半導体及び半導体産業の理解促進を図り、かつ興味関心を引き出し、将来の職業候補の一つとして宮城県における半導体産業を認知してもらうようなPR冊子を作成し、各種イベント等で活用するもの。

3 委託業務の契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) PR冊子の作成

イ 掲載内容

(イ) 高校生・大学生を中心とした若者とその保護者の半導体及び半導体産業への理解促進を図り、かつ興味関心を引き出し、半導体及び半導体産業に関する魅力が効果的に伝わるPR冊子を作成すること。

(ロ) 以下の内容を掲載することを想定しているが、業務委託候補者の企画提案内容を踏まえ、別途協議の上、決定する。

- ・半導体が生活の中で果たす役割や重要性、将来性
- ・半導体の製造工程
- ・半導体製造過程に関わる県内企業（20社程度）
- ・宮城県の魅力紹介ページ（住環境、観光等）
- ・宮城県の支援メニュー紹介ページ（みやぎジョブカフェや支援オフィス、補助金等）

(ハ) 県内企業紹介に関し、将来的な就職に繋がるよう、企業の魅力が十分に伝わる内容とすること。

(ニ) ただ単に半導体等を紹介するような冊子ではなく、効果的なイラストを使用したり、ストーリー性を持たせる等、半導体や半導体産業についてよく知らない学生等の興味を引き付けられるような仕掛けを入れること。

(ホ) 本冊子は、県内のみならず、県主催のイベント等を通じて、UIJターンを検討している学生等、県外在住の学生にも見ていただくことを想定している。

ロ 冊子仕様

(イ) 言語：日本語

(ロ) サイズ：A4

(ハ) ページ数：30ページ以内（表紙・裏表紙含む）

(ニ) 印刷：フルカラー、両面

(ホ) 製本：中綴じ

ハ 県内企業への取材

(イ) 発注者は受注者の企画提案を踏まえ、別途協議の上、掲載する県内企業を決定する。

(ロ) 受注者は自ら取材先と調整し、取材許可及び取材日程の調整を図ること。また、取材日程について、取材実施前に発注者に報告すること。

(ハ) 受注者は、業務目的に沿って冊子を作成できるように取材を行うこと。

5 成果物

(1) 納品する成果物

- イ 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」：1部
- ロ 制作したPR冊子
 - (イ) 冊子：1,000部
 - (ロ) 電子データ：1枚(CD-ROM又はDVD-ROM)
- ハ 制作過程で使用した写真等のデータ：一式(CD-ROM又はDVD-ROM)

(2) 成果物の提出期限

令和6年10月31日(木)午後5時まで

(3) 納品場所

宮城県経済商工観光部新産業振興課高度電子機械産業振興班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県行政庁舎14階)

6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。また、受注者は、個人情報の取り扱いについて、別紙個人情報取扱特記事項を守らなければならない。
- (2) 本業務によって得られた成果物に係る、本業務を実施する者(以下「受注者」という。)に帰属する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、第三者に帰属するものを除き、宮城県(以下「発注者」という。)に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、取材先との連絡調整等、作業の進捗状況について、月1回以上必要に応じて、発注者との打合せを開催し、状況報告を行うものとする。
- (4) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に取材対象者の許可を得ることとする。また、本業務において使用する写真等の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (5) 本業務に必要な資料等は受注者において入手すること。また、資料等を使用する際の費用の支払いを含めた一切の手続きは受注者において行うこと。また、受注者において入手不可能な場合は、協議の上、発注者が所有している資料等を可能な範囲で提供する。
- (6) 本業務に係る一切の経費は全て当初の契約金額に含むこと。
- (7) 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- (8) 本仕様書に記載する事項のほか、業務目的遂行のために有効な手法がある場合は積極的に提案すること。
- (9) その他、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。